

業務委託契約書

契約締結日: 2025年9月1日 / 版数: v1.0

本契約書は、委託者「Katsuaki Yamamoto」（以下「甲」）と、受託者「架空企業株式会社」（以下「乙」）との間で締結される業務委託に関する条件を定めるものです。

第1条（目的）

甲は乙に対し、別紙仕様書又は本書に定める範囲の業務（以下「本件業務」）を委託し、乙はこれを受託して誠実に遂行する。

第2条（定義）

本件成果物	本件業務の遂行により乙が作成し甲に納入するドキュメント、プログラム、設計等一切の成果。
機密情報	技術、営業、顧客、価格、ノウハウ等、開示時に機密であることが明示され、又は性質上機密と認められる情報。

第3条（業務範囲・変更）

- 本件業務の具体的な内容、スケジュール、成果物は、別紙仕様書又は書面（メール含む）合意により定める。
- 業務範囲の変更が必要となった場合、甲乙は協議の上、納期・対価等の条件を変更合意書により定める。

第4条（期間）

本契約の有効期間は、契約開始日2025年10月1日より8か月間とする。甲乙は相互に書面通知により期間を更新できる。

第5条（対価・支払条件）

- 対価は固定報酬1,800,000円（税別）又は時間単価12,000円/時のいずれかを合意する。
- 甲は、受領検収後20日以内に、乙指定の金融機関口座へ振込により支払う（振込手数料は甲負担）。
- 追加作業が発生した場合は、別途甲乙協議の上、見積・発注を行う。

第6条（検収）

1. 乙は成果物を納入し、甲は納入日から3営業日以内に検収を行い、合否を通知する。
2. 不合格の場合、乙は合理的期間内に無償で修補又は再納入を行う。

第7条（知的財産権）

1. 成果物に関する著作権（著作権法27条・28条の権利を含む）は、検収完了時に甲へ譲渡する（又は、甲へ独占的利用許諾する）。
2. 乙は成果物に第三者権利侵害がないことを保証する。万一侵害が生じた場合、乙は自己の費用と責任で解決する。

第8条（機密保持）

1. 甲乙は、相手方の機密情報を本契約の目的以外に使用せず、第三者に開示しない。
2. 本条義務は契約終了後も4年存続する。

第9条（再委託・従事者管理）

1. 乙は、甲の事前承諾なく本件業務の全部又は重要部分を第三者に再委託してはならない。
2. 乙は従事者に対し、本契約と同等の守秘義務等を負わせ、適切に監督する。

第10条（保証・責任）

1. 乙は、成果物が仕様に適合し、重大な瑕疵がないことを納入後45日間保証する。
2. いずれの当事者も、特別・付随・間接損害については責任を負わない。
3. 乙の賠償責任の上限は、当該不具合に係る対価総額を上限とする（故意・重過失を除く）。

第11条（法令遵守・反社会的勢力の排除）

1. 甲乙は、適用法令及び業界ガイドラインを遵守する。
2. 甲乙は、自己又は役職員等が反社会的勢力に該当せず、将来にわたり関与しないことを表明・保証する。

第12条（変更管理）

仕様変更・スケジュール変更等は、変更要求書・見積書・合意書等の書面で決定し、電子メールによる合意も書面と同等の効力を有する。

第13条（契約の解除）

1. 相手方が本契約に重大な違反をし、相当期間を定めた催告後も是正しないとき、書面通知により解除できる。業務委託契約書（Katsuaki Yamamoto ⇄ 架空企業） - Page 1

2. 相手方につき支払停止、破産等の事由が生じたとき、催告なく解除できる。

第14条（不可抗力）

天災地変、戦争、政府規制、感染症等の不可抗力により義務履行が困難な場合、当事者はその責を負わない。ただし、遅滞なく通知し、影響軽減に努める。

第15条（準拠法・合意管轄）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関し甲乙間で生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（通知）

通知は、当事者の最新の届出住所・メールアドレスに対して行い、発信時又は到達時に効力を生じるものとする。

第17条（雑則）

本契約に定めのない事項は、甲乙協議の上、信義誠実の原則に従い解決する。

【当事者情報】

甲（委託者）	Katsuaki Yamamoto
住所	東京都千代田区丸の内1-1-1
メール	katsuaki@example.com
乙（受託者）	架空企業株式会社
住所	東京都港区赤坂1-2-3
メール	info@example.co.jp

甲：Katsuaki Yamamoto

住所

氏名

押印

日付
2025年9月1日

乙：架空企業株式会社

住所

役職・氏名

押印

日付
2025年9月1日
